

地方公務員の争議行為の制限について

——「全一日スト」関係三最高裁判決——

長尾英彦

はじめに

公務員（国労法（旧公労法）、地公労法適用職員等含む）については周知のとおり、法律により広範な争議行為制限・禁止が定められているが¹⁾、他方、公務員といえども「給与生活者」である点においては一般の労働者と差異のあるものではなく、そのような一律な争議行為制限・禁止が憲法二八条（労働基本権の保障）に抵触しないといえるのか、は、戦後の憲法学の重要論点のひとつとなっている。

この点について、最高裁判所の判例は幾度か変転を見せたが、結局、後述のとおり、全農林事件判決（昭四八）を境にして、以後一貫してこのような争議行為制限規定を全面的に合憲とす

る立場をとっている。²⁾

ところで、こうした全面合憲論の根拠となっているのが、いわゆる「財政民主主義・議会制民主主義論」及び「代償措置論」であるが、近年、特に昭和四九年の教育公務員による「全一日スト」関連の事案について、下級審レベルにおいては、基本的にこうした論拠に乗りながらも、判決文中でやや異なったニュアンスを示すものも散見されており、従来（全農林事件判決以来）の判例理論に対する「軌道修正」或は「反省的修正」の兆し有り（？）として、最高裁の判断が待たれていた。³⁾

残念ながら、平成元年末及び二年四月に下されたこれらの上告審判決は、従来の「全面合憲論」の「再確認」とでも言うべきものであり、上記のような期待に全く応えるものではなかつ

たが、なお、これらに対して批判的な見地から検討を加えることは意義がなくもないと思われるので、本稿において取扱う次第である。

一、「全一日スト」関係三最高裁判決の内容

① 日教組スト事件

最(一小)判平成元、一二、一八

昭六一(あ)第二〇四号地方公務員法違反事件

(判時一三三二号二四頁、判タ七一七号四六頁)

② 岩手県教組事件

最(一小)判平成元、一二、一八

昭六一(あ)第一四三七号地方公務員法違反事件

(判時一三三二号二七頁、判タ七一七号五三頁)

③ 埼玉県教組事件

最(三小)判平成二、四、一七

昭六三(あ)第六九九号地方公務員法違反事件

(判時一三四六号四頁判タ七二六号一〇五頁)

〔事案〕 昭和四八年に起こったいわゆる第一次オイル・ショックは「狂乱物価」を招来し、各労働組合は大幅賃上げを目標に掲げて翌年の春闘に突入した。日本教職員組合(日教組)傘下の都道府県の教職員組合に加入する地方公務員は、大幅賃上げ、スト権奪還、インフレ阻止、年金・教育等国民的課題の

実現等の要求を掲げて、公務員統一共闘・二四時間ストの一環として、四九年四月一日に全国的全一日同盟罷業を行った。

① その際、日教組中央執行委員長X及び都教組執行委員長Yが、大会決定等によって組合傘下の教職員に対して同盟罷業をおおることを企て、スト指令の発令伝達によって同盟罷業の遂行をおおった、として、各々地方公務員法(以下、単に「法」と略記する)三七条一項、六一条四号により禁止されている同盟罷業の「あおり」「あおりの企て」に該当するとして起訴された。

第一審(東京地判昭五五、三、一四判時九六七号一七頁)は、X、Y両名を有罪とし、各罰金一〇万円に処したが、第二審(東京高判昭六〇、一一、二〇判時二二七七号一五頁)は、罰金刑は軽きに失するとして第一審判決を破棄し、両名を各々六か月、三か月の懲役刑(執行猶予一年)に処した。X、Y上告。第一小法廷は、法三七条一項の争議行為禁止規定が憲法二八一条に、六一条四号の「あおりの企て」「あおり」の処罰規定が憲法二八、一八、三一条に違反しないことを、全農林事件判決(昭四八)、岩手県学カテスト事件判決(昭五一)を引用しながら示した上で、両名の行為が、「あおり」「あおりの企て」に該当するとして上告を棄却した。

角田・佐藤裁判官の補足意見は、「第一審判決を破棄した上、あえて懲役刑をもって臨んだ原判決の量刑はいささか重きに失するものといわざるをえない」が、「破棄しなければ著しく正

義に反する場合には未だ当たらない」と述べるものである。

② 同日のストに関連して、岩手県教組の執行委員長Zが同じく法六一条四号違反(争議行為のあおりの企て、あおり)の罪により起訴された。第一審(盛岡地判昭五七、六、一一判時一〇六〇号四二頁)、第二審(仙台高判昭六一、一〇、二四判時一二一六号四四頁)とも、Zの行為が「あおりの企て」に当たらないとして無罪を言い渡した。検察官上告。

第一小法廷は(検察官の上告趣意は適法な上告理由に当たらないとしながらも)「あおりの企て」に関する原判断には法令違反及び事実誤認があるとして破棄差戻にした。

③ 同日のストに関連して、当時の埼玉県教組中央執行委員長Uが、同じく法六一条四号違反の罪で起訴された。第一審(浦和地判昭六〇、六、二七判時一一六八号二〇頁)は、「あおりの企て」については犯罪の証明がなく無罪とし、「あおり」については有罪として罰金一〇万円に処した。第二審(東京高判昭六三、五、一〇判時一二七八号五八頁)も第一審判決を維持した。U上告(検察官は上告しなかったので、「あおりの企て」の訴因は争点からはずれた)。

第三小法廷は、Uの行為が法六一条四号の「あおり」に当るとし、法三七条一項が憲法二八条、九八条二項、二二条、一三条に、法六一条四号が憲法二八条、一八条、三一条、九八条二

項、二二条、一三条に違反するというUの主張は、(①判決と同様)全農林事件判決、岩手県学力テスト事件判決の趣旨に徴して理由がないとした。

坂上裁判官の補足意見は、「公務員の争議行為に対する規制の許容性は、国民生活全体の利益と労働基本権を保障することにより実現しようとする利益とを比較衡量した上で両者の調整を図る、という観点から決定されるべきであり、規制違反に対する制裁が必要な限度を超えることは許されない」としながらも、「本件ストは広汎な地域で全一日の教育の空白をもたらしたので違法性を欠如するとはいえない」として、結論的には多数意見を支持するものである。

園部裁判官の反対意見は、「公務員の争議行為禁止規定・処罰規定については、いわゆる制限解釈を施して適用することが望ましい」とした上で、「本件争議行為は強度の違法性を帯びたものとは認められず、被告人の行為も格別強度の違法性を帯びていたものではないから、法六一条四号の『あおり』に該当せず、無罪である」と述べるものである。

二、最高裁判例の変遷

①②③判決はいずれも、全農林事件判決及び岩手県学力テスト事件判決の論理をそのまま踏襲して、公務員の争議行為一律禁止規定を全面的に合憲としたものである。⁴⁾

もとより、公務員の労働基本権の制約については、最高裁に

おいても判例の変遷があるが、これについては、以下のようにおおまかに三つの時期に区分して論ずるのが一般的な説明の仕方である。⁶⁾ すなわち、

〔第1期〕 「公共の福祉」「全体の奉仕者」論による「問答無用的」全面合憲論

・国鉄弘前機関区事件（いわゆる政令二〇一号事件）

（最大判昭二八、四、八刑集七卷四号七七五頁）⁶⁾

・三鷹事件（最大判昭三〇、六、二二刑集九卷八号一一八

九頁判時五二号一頁。公労法一七条一項（旧）について）

・檜山丸事件（最二小判昭三八、三、一五刑集一七卷二号

二三頁判時三三〇号一一頁。公労法一七条一項（旧）について）

全通東京中郵事件判決（昭四一）以前のこの時期は、観念的な「公共の福祉」論や「全体の奉仕者」論から、簡単に合憲判断を導いた段階である。こうした「木で鼻をくくる」ような全面合憲論に対しては、当然のことながら学界、労働界、下級審等から強い批判が寄せられた。⁷⁾

〔第2期〕 「二重のしぼり論」による合憲限定解釈

・全通東京中郵事件

（最大判昭四一、一〇、二六刑集二〇卷八号九〇一頁

判時四六〇号一〇頁。公労法一七条一項（旧）について）⁸⁾

・都教組事件

（最大判昭四四、四、二刑集二三卷五号三〇五頁判時五五〇号二一頁。地方公務員法三七条一項について）⁹⁾

・全司法仙台事件

（最大判昭四四、四、二刑集二三卷五号六八五頁判時五五〇号二九頁。国家公務員法九八条五項（現九八条二項）について）¹⁰⁾

全通東京中郵事件に始まり、全農林事件（昭四八）の前までのこの時期は、労働基本権の尊重・確保の観点から、禁止規定の解釈・適用において限定を付したうえで、合憲の結論を導いた。すなわち、この判決手法は、争議行為禁止規定そのものは合憲としつつも、処罰の対象とする「あおり」とは（1）争議行為自体が違法性の強いものであり、（2）「あおり」行為等についても、争議に通常随伴する以上に違法性の強いものでなくてはならない、として、処罰される場合を狭く限定するものである。この新しい判断方法は、学界からも好意的な評価を得た。

もっとも、この合憲限定解釈の手法は確かにその後の判例理論の発展の大きなきっかけになったと言えるが、その一方では、少し前に下された和教組事件判決（昭四〇）型の別の判断枠組が「拮抗した形で」生きながらえていて、これがのちの全農林

事件判決での再逆転へと結びついて行く伏線となっている点に注意すべきである。¹²⁾

「第3期」 財政民主主義・議会制民主主義論、代償措置論による全面合憲論

・全農林事件

(最大判昭四八、四、二五刑集二七卷四号五四七頁判

時六九九号八九頁「国家公務員」)¹³⁾

・岩手県学力テスト事件

(最大判昭五一、五、二一刑集三〇卷五号一一七八頁

判時八一四号七三頁「地方公務員」)¹⁴⁾

・全通名古屋中郵事件

(最大判昭五二、五、四刑集三一卷三号一八二頁判時

八四八号二二頁「公労法適用職員」)¹⁵⁾

全農林事件を境にして、最高裁は「新しい論拠」を基軸とした「全面合憲論」に立ち戻った。すなわち、公務員の争議行為は「地位の特殊性」「職務の公共性」と相容れないのみならず、

(1) 公務の停廃をもたらす、国民生活に重大な影響を及ぼすかまたはそのおそれがある。

(2) 勤務条件が法律と予算により決定されるから、それに圧力をかけることは議会制民主主義に背馳する。

(3) 市場の抑制力が働かない。

(4) 人事院勧告等、代償措置が講じられている。

といった、いわゆる「議会制民主主義・財政民主主義」論に依拠した「全面合憲論」の展開と、右記三判決(いわゆる「三部作」)によるその論理の完成である。¹⁶⁾そして、これ以後の最高裁(小法廷)判例はいずれも(民事事件であるが)基本的にこの論理を忠実に継承してきたといえる。

すなわち、

・全通東北地本事件

(最三小判昭五三、七、一八民集三三卷五号一〇三〇

頁判時九〇六号一九頁)¹⁷⁾

・専売山形事件(最一小判昭五六、四、九民集三五卷三号

四七七頁判時一〇〇一号一六頁)

・全林野広島営林署事件

(最三小判昭六二、三、二〇集民一五〇号三八九頁判

時一二二八号一三二頁)

等により、上記「三部作」の論理は現業国家公務員並びに公共企業体職員に対しても適用され、さらに、地方公営企業の職員について、

・北九州市交通局事件

(最一小判昭六三、二、八労判五三〇号六頁判時一三

一四号一二七頁「地公労法二一条一項について」)¹⁸⁾

また、地公労法附則4項により地方公営企業職員以外の単純な労務に雇用される一般職の地方公務員(いわゆる「単純労務職員」)について、

・北九州市清掃局事件

(最二小判昭六三、二二、九勞判五三四号八二頁判時一三一四号一四六頁「地公労法一条一項の準用される場合」¹⁹⁾)

により、争議行為制限が憲法二八条に違反しないとの判示がなされ、最高裁の立場は完全に固まったと見られている。

三、近年の動向(下級審判決より)

しかし、近年の、とくに下級審レベルの判決においては、原則として全農林事件の論理に乗りながらも、やや異なったニュアンスを示すものも見られた。すなわち、たとえば、①事件の第二審・東京高裁判決は、

「公務員等も同条(憲法二八条―筆者註)にいう『勤労者』であるとするれば、財政民主主義・勤務条件法定主義と公務員等の労働基本権との関係については、いずれも憲法上に根拠をもつものとして互いに調和的に理解することが望ましいし、それはまた可能であろうと思われる」²⁰⁾

と述べて、公務員の労働基本権と議会制民主主義・財政民主主義論との調和の可能性を示唆したし、「代償措置」論についても、国家公務員についての人事院勧告を例にとり、

「人事院勧告は憲法二八条に基づく争議権を奪うことに見合う代償措置なのであって、これを誠実に実施しないことは違憲状態を招きかねないものであるから…「これが実施されないよ

うな」事態に立ち至ったときには、国家公務員としては、この制度の正常な運用を要求して相当と認められる範囲を逸脱しない手段態様で争議行為に出ることは、例外的に、憲法上許容されるものと解すべきであろう」²¹⁾「地方公務員の場合についても同断である」

と述べて、「代償措置」が実効性を失う場合には争議行為が許容される可能性のあることを明文をもって示唆した。

また、③事件の第二審・東京高裁判決は、第一の点については、

「『勤務条件法定主義等と労働基本権との』関係は、ともに憲法上の要請であることにかんがみ、国会の立法裁量によって調整し、併せて調和的な解釈を施して解決するのが相当ではないかと思われる」²²⁾

と、ややぼやけたニュアンスになっているが、第二の点については、

「『代償措置の制度が』本来の機能を果たさない事態に立ち至った場合には、一種の違憲状態を生じ、地方公務員がその正常な運用を求めて、争議行為に出ることが許容される場合もあり得ると考えられる」²³⁾と表明していた。

加えて、下級審判決は、「原動力論」の解釈、「統括・指導者責任論」、「具体的危険論」等により(「二重のしぼり論」に代わる(？))処罰対象・範囲の限定を行おうとする試みを見せていた。たとえば②事件第一審・盛岡地裁判決は内乱罪

(刑七七条)、騒擾罪(刑一〇六条)等、原動力となった中心的な扇動者を重く処罰する旨を定めている例を挙げて、

「扇動者は、帮助者ないし従犯的地位にあるのでは足りず、被扇動者に実行を迫り、それを動かすような主謀性ないし原動力性を有するものであると解することができよう」とし、また、危険の発生についても、

「あおり行為が成立するためには、対象となる争議が具体化、現実化しているだけでは足りず、当該あおり行為自体が右争議を現実化させるような具体的な危険をもたらすことを要するものと解すべき²⁵⁾として、公訴事実たる行為は「扇動の企画としてその内容は具体性に乏しい」と判断した。

しかしながら、①②③判決はこうした下級審の試みを否定的にかわしているように見受けられる。すなわち、たとえば②判決は、あおり行為の遂行を計画準備する行為から、ストライキの危険が具体的に生じたとし、「原判決があおりの企てに当たるためには、当該行為が原動力性を有する唯一の行為であることを要するかのようという点は失当である²⁶⁾」としており、実質的に「三部作」の論理の再確認と考えられる。

四、「あおり」「あおりの企て」の関係

①事件では「あおり」「あおりの企て」ともに有罪となったが、②事件の第一・二審ではともに無罪とされていた(但、上告審で破棄差戻となったので、有罪となる可能性が大きい)。

これに対し、③事件では、「あおり」有罪「あおりの企て」無罪で決着がついた。これらの違いが何に由来するのかは未だ明らかではなく、両者の構成要件について裁判所間でも見解の相違のあることを窺わせるものである(もちろん、③事件について「あおりの企て」の不成立が確認されたことは意義がある)。

もっとも、③事件の二審判決が「下部の者が上部で決定され伝達された意思をさらにその下部に再伝達する行為であっても、その意思の内容と実体およびその組織的統制力ないし指導力、影響力のいかんでは「あおり」にあたる場合もありうる²⁷⁾」と認められた点については、「中核的地位」という限定機能が緩められおそれが指摘できる²⁸⁾。

さらに、なぜ公務員についてのみ「あおり」が処罰されるのか(公営企業職員等は処罰規定はない)、ストライキ(そのもの)の参加者が処罰されないのになぜ「あおり」(だけ)が(独立して)処罰されるのか、「あおり」の他に「あおりの企て」までも処罰する必要があるのか、といった根本的な諸問題これらは、専ら刑法上の問題かもしれないが²⁹⁾については回答は示されていない。

五、判例の変更期

①事件における角田・佐藤裁判官補足意見は、本件「全一日スト」当時、国家公務員法関係の全司法仙台判決(昭四四)が全農林事件判決(昭四八)によって変更されていたのに対し、

地方公務員法関係の都教組事件判決（昭四四）は未だ変更されていなかった（明示的な変更は岩手県学力テスト事件判決（昭五一）まで待たなくてはならない）ことの故に、本件が判例の変更途上の時期に発生した事件であると位置づけ、こうした「特別の事情」が、刑の量定にあたっての「重要な要素」であるとした上で、「第一審判決（罰金刑―筆者註）を破棄した上、あえて懲役刑をもって臨んだ原判決の量刑は、いささか重きに失する」と述べるものである。しかし、結論的には、「原判決を破棄しなければ著しく正義に反する場合には未だ当たらない」とする、歯切れの悪いものであり、少なくとも「量刑不相当」と述べる以上は、刑法四一一条二号の職権発動の可能性を検討すべきではなかったかと思われる。

六、「全一日スト」と「重大な支障」

③事件における坂上裁判官補足意見と園部裁判官反対意見は、同じく、公務員の労働基本権と国民の諸利益との比較衡量・調和を図るという出発点に立ちながらも、「全一日スト」の評価の仕方により、結論を異にしたものである。

なるほど、確かに、県下の広汎な地域において全一日にわたり公教育に空白をもたらしたことは、坂上裁判官の述べるとおり「軽視すべきものではない」。しかし、半面、同ストが単純不作為にとどまるものである（暴力の行使等を含まない）ことに加え、学校教育及びそのカリキュラムの性質を考慮してみれば、

それはある程度の弾力性を持つものであって、一日間の空白が直ちに（処罰に値するほどの）「国民生活に対する重大な支障」とは言えないとする園部裁判官の見解の方が筋が通っている、と筆者は考える。³⁰

もっとも、園部裁判官の意見は、都教組事件判決流のオーソドックスな合憲限定解釈論であるが、しかしながら、最高裁の立場がかように確立した現在では（全面違憲論は言うに及ばず）こうした限定解釈ですら、どの程度効果的であるのか疑問も無いわけではない。すなわち、合憲限定解釈における「違法性」「通常随伴行為」等のメルクマールによる「しほり」にはどうしても限界があるのであって、とりわけ、現在の最高裁の状況では、「およそ公務員の争議行為には、すべて（処罰に値する）違法性があるのだ」と言われてしまいかねないのである。

まとめにかえて

以上のように、本三判決によって、最高裁が全農林事件判決以来の立場を堅持する姿勢は明白となり、「公務員の争議行為禁止の合憲性」をめぐる争いは完全に「冬の時代」に入ったと言わざるを得ない。残念ながら、現在のところ、憲法学としては最高裁の「壁」に対して、突破口を見いだせない状況である。ただ、下級審において（制限規定の合憲性は前提としつつも）事実審査を厳格にすることによりその段階で処罰範囲を限定してしまおうという、（限定解釈に代わる（？））新しい試みが

示されたことは興味深い。このことは、同じく下級審段階で、少なくとも理論上は、最高裁の論理を脅かす言及がなされたこと（筆者はこれを単なるリップ・サービスとは考えていない）、及び、園部裁判官一名ではあるが、オーソドックスな限定解釈を主張する反対意見が付されたことと併せて、わずかな光明である。

〔註〕

- (1) 法律による公務員等の争議行為をはじめとする労働基本権の制約の現状については、中村睦男「公務員と労働基本権」別冊法学教室・憲法の基本判例（昭六〇、有斐閣）二九頁以下「三一頁」、樋口・佐藤・中村・浦部共著『注釈日本国憲法 上巻』（昭五九、青林書院新社）六六七頁「中村睦男執筆」など参照。但、「公共企業体等労働関係法」（公労法）は昭六一・法九三号により、「国营企業労働関係法」（国労法）と改称。
- (2) 戦後の最高裁判例の変遷については、後で註において掲げる文献の他、前掲・中村睦男「公務員関係と労働基本権」三一―三三頁。前掲『注釈日本国憲法 上巻』六三六―九頁、六六七―九頁。森英樹「労働基本権」浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義2「演習編」』（平成元、法律文化社）一九七頁以下など参照。
- (3) 前掲・森英樹「労働基本権」、同「労働基本権判例の新動向」法セ三八―三五頁、同「地方公務員に対する争議行為禁止の合憲性の論拠」法セ四〇―九八頁など参照。
- (4) 三最高裁判決に関する評釈として、畑尻剛・月刊法学教室一一七号九六頁（①②について）、横坂健治・同一一九号一〇六頁（③について）など参照。
- (5) 前掲・森英樹「労働基本権」など参照。
- (6) 判旨、阿部照哉・池田政章編『新版 憲法判例「増補版」』（昭六二、有斐閣）一九九頁以下に所収。
- (7) 「政令二〇一号事件」では、憲法二八条と並んで憲法二五条違反の点も争われていたが、最高裁は「公務員がその争議行為を禁止されたからとてその当然の結果として健康で文化的な最低限度の生活を営むことができなくなるというわけのものではない」と述べて、簡単にこれを斥けている。
- (8) 評釈、橋本公巨・憲法判例百選Ⅱ「第二版」（昭六三、以下単に「百選Ⅱ」と略記）二九八頁、田原義衛・ジュリスト三五九号六三頁、座談会・同三六〇号二〇頁、後藤清・同三六二号六七頁、吉川経夫・同三六三号九二頁、花見忠・判例評論九七号八一頁、野村平爾・法時三九卷一号五五頁、中山和久・法セ一三〇号四一頁など参照。
- (9) 評釈、播磨信義・百選Ⅱ二九九頁、労働法律旬報（以下、「労旬」と略記）七〇二・三三二頁以下の特集など参照。
- (10) 評釈、船田三雄・ジュリスト四三三号一〇四頁、座談会・同四二四号一五頁、初井常喜・労旬七〇五号二頁、座談会・同二〇頁以下など参照。
- (11) 芦部信喜「憲法判例理論の変遷と問題点」公法研究四八号（昭六一）一六頁以下「二二頁以下」参照。
- (12) 同前。
- (13) 評釈、室井力・百選Ⅱ三〇二頁、中村睦男・前掲「公務員関係と労働基本権」、浜田富士郎・公務員判例百選（昭六一）一六八頁、一七八頁、蓼沼謙一・労働法の判例「第二版」（有斐閣、昭五三）二〇頁などの他、判時六九九号三頁以下、ジュリスト五三六号一六頁以下、法時四五卷八号八頁以下な

どの特集を参照。

- (14) 評釈、千葉卓・百選Ⅱ三〇六頁、金子征史・教育判例百選「第二版」(昭五四)四四頁などの他、ジュリスト六一八号一八頁以下、法時四八卷九号八頁以下、季刊教育法二二号四頁以下などの特集を参照。
- (15) 評釈、菅野和夫・百選Ⅱ三〇四頁、松田保彦・公務員判例百選一七〇頁、前掲・蓼沼謙一(註13)など参照。
- (16) 前掲・森英樹「労働基本権」一九九―二〇〇頁など参照。
- (17) 評釈、粉山錚吾・公務員判例百選一八〇頁など参照。
- (18) 評釈、岩淵正紀・ジュリスト九三六号一七四頁、盛誠吾・ジュリスト九三六号六〇頁、佐藤敬二・労旬一二二六号二五頁など参照。
- (19) 評釈、増井和男・ジュリスト九三九号一七六頁、渡辺裕・昭和63年度重要判例解説二一二頁など参照。
- (20) 判時一一七七号一五頁以下「二九頁」参照。
- (21) 同「三三頁」参照。
- (22) 判時一二七八号五八頁以下「六〇頁」参照。
- (23) 同前。
- (24) 判時一〇六〇号四二頁以下「六〇頁」参照。
- (25) 同「六一頁」参照。
- (26) 判時一三三三二号二七頁以下「二九頁」参照。
- (27) 判時一二七八号五八頁以下「七〇頁」参照。
- (28) 中山研一・判例評論三五七号七三頁以下「七五頁」参照。
- (29) 同前「七六―七七頁」参照。
- (30) この点について、③事件の二審判決では、論議されるべきは「授業の遅れ」等とは次元を異にする「児童・生徒や保護者に及ぼす精神的影響」の問題である、と述べているが、その内容は余りに抽象的であり、どの程度説得力を持つもの

であるか疑問である。

なお、②③事件では、被告側は違憲主張の論拠に、憲法九八条二項(国際条約の遵守)を加えているが、これはILO八七号条約(団結権保障)を念頭においていたものである。しかし、この点はすでに一審段階で簡単に斥けられており、②事件について判時一〇六〇号四二頁「五五―五七頁」、③事件について判時一一六八号二〇頁「三三―三四頁」参照。本稿においては省略した。

(31) 園部裁判官は反対意見を述べる際、「いますぐ判例を動かすということではなく、反対意見があっても不思議でないという雰囲気が出来てくれば……」と、周囲に真意を説明したと伝えられる。「検証最高裁判所 百周年の司法 8」(毎日新聞平成二年一月一〇日朝刊1面)参照。

「付記」本稿執筆にあたっては、中部憲法判例研究会九〇年九月例会において報告の機会を与えられ、多大な示唆を戴いた。記して謝意を表するものである。